

一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙4を次のとおり改める。

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	1,101百万円	36百万円	650百万円	184百万円	466百万円
H 1 9	1,075百万円	49百万円	883百万円	250百万円	633百万円
H 2 0	1,042百万円	47百万円	864百万円	244百万円	620百万円
H 2 1	1,060百万円	48百万円	880百万円	249百万円	631百万円
H 2 2	1,059百万円	47百万円	859百万円	243百万円	616百万円
H 2 3	1,027百万円	41百万円	747百万円	211百万円	536百万円
H 2 4	1,029百万円	41百万円	750百万円	212百万円	538百万円
H 2 5	1,092百万円	44百万円	803百万円	227百万円	576百万円
H 2 6	1,068百万円	43百万円	784百万円	222百万円	562百万円
H 2 7	1,060百万円	43百万円	774百万円	219百万円	555百万円
H 2 8	1,068百万円	43百万円	784百万円	222百万円	562百万円
H 2 9	1,071百万円	43百万円	786百万円	222百万円	564百万円
H 3 0	1,076百万円	43百万円	791百万円	224百万円	567百万円
H 3 1	1,086百万円	44百万円	799百万円	226百万円	573百万円
H 3 2	1,081百万円	44百万円	796百万円	225百万円	571百万円
H 3 3	1,058百万円	43百万円	775百万円	219百万円	556百万円
H 3 4	1,045百万円	42百万円	764百万円	216百万円	548百万円
H 3 5	1,045百万円	42百万円	765百万円	216百万円	549百万円
H 3 6	1,034百万円	42百万円	756百万円	214百万円	542百万円
H 3 7	1,000百万円	40百万円	728百万円	206百万円	522百万円
H 3 8	1,013百万円	41百万円	739百万円	209百万円	530百万円
H 3 9	1,019百万円	41百万円	743百万円	210百万円	533百万円
H 4 0	1,012百万円	41百万円	738百万円	209百万円	529百万円
H 4 1	1,015百万円	41百万円	742百万円	210百万円	532百万円
H 4 2	1,020百万円	41百万円	746百万円	211百万円	535百万円
H 4 3	1,022百万円	41百万円	747百万円	211百万円	536百万円
H 4 4	1,017百万円	33百万円	604百万円	171百万円	433百万円
H 4 5	371百万円	3百万円	63百万円	18百万円	45百万円

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役会長 石 田 孝